### 世田谷区バリアフリー建築条例チェックシート

区において、事前に別途ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要です。

確認申請には規模、用途に応じて下記のチェックシートを添付して ください。

- 1. 建築物(中規模建築物及び共同住宅以外)
- 2. 中規模建築物 (中規模建築物: 200 m以上 500 m未満の店舗等)
- 3. 共同住宅(2000 m以上の共同住宅)
- 4. 中規模共同住宅(1000 m以上、2000 m未満の共同住宅)

#### 世田谷区バリアフリー建築条例(バリアフリー法を含む) 移動等円滑化基準チェックシート1 建築物(中規模建築物及び共同住宅を除く)

不特定多数 <i>0</i> 移動等円滑位			Eとして高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 含む)			
建築物特定施設	チェ ック 欄	移動	加等円滑化基準 (パリアフリー政令11条~21条の一般基準 世田谷区パリアフリー建築条例7条~12条の一般基準	但し書き		
廊下等 令11、条例7		2 (視	面は粗面、又は滑りにふい仕上げ り、階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設 段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1 有2	9	
階段			すりの設置	有3		
令12、条例8			面は粗面、又は滑りにも1仕上げ			
		3 路	面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 段	鼻の突き出しその他つまずきの原因 <i>と</i> なるものを設けない構造			
		_	たる階段は回り階段でないこと	有4		
		_	上げ 18cm、踏面 26cm、それぞれ一定とする	有3		
			段の幅 120cm	有3		
			段の上端に近接する踊り場の部分に点状プロック等を敷設	有1	9	
傾斜路 (屋内)			配 > 1 / 12又は高さ> 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置			
令13			面は粗面、又は滑りにも、仕上げ			
			斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる	+.	_	
THE CT			見 )傾斜の上端に近接する踊場に点状プロック等を敷設 (5世間 は 7世 ) と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と 1 と	有1	9	
便所 令14	$\vdash$	八八	に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)  腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便房を一以上設置		1	
令14 条例9						
余1列9		2 414	オストメイト対応設備が設置されている便房を一以上設置 便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置、そのうち一以上に手すりの設置		7	
			関係を試りる場合、休息され寺を一以上設置、そのショー以上に子りりの設置 面及び出入口には段差を設けない			
			の表面は粗面、又は滑りにより仕上げ		1	
		_	の表面は相面、又は有りに、1年上17 ビーチェア等の設備を設けた便房を設置		2	
			ヒーブェア寺の政権を設了た反応を改置 ビーベッド等の設備を設置	有5	2	
		-	いす使用者用便房以外の便房は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	ΉJ	8	_
		1 = 1	大便器のある便房に手すりの設置		0	
			大便器は腰掛便座			
敷地内通路 (屋外)		1 表	面は粗面、又は滑りにも1仕上げ			<u> </u>
令16、条例11			がある部分は次に掲げるもの			
\$ 100 X(N)111		2 FX/	手すりの設置			
			路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
			段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		3 個領	斜路は次に掲げるもの			
		0 1500	勾配 > 1/12又は高さ> 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置			
			傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 階	段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2		
駐車場			に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置		3	
令17、条例12			幅 350cm			
			車いす用駐車施設から利用居室までの経路を短くし、誘導表示を設置			
標識 令19		1 移	動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設付近にそれぞれの施設があることを表示する標識を設置		10	
案内設備			築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	j14,有′	15	
令20		2	昇降機、便所、駐車施設の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置	有1	5	
案内設備までの		1 (視	] 道等から案内設備等までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする	有1		
経路			線状プロック、点状プロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置	有6	9	
令21			車路及び段 傾斜路の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設	有1	9	
ホテル客室		_	テル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を1つ以上設置			
令15		2 車(	いす使用者用客室の便所は次に掲げるもの	有12		
ĺ			便所内に車いす使用者便房を設置			
			車いす使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入り口幅 80 cm			
			戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし			
		3 車(	いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	有13		
			車いす使用者等が円滑に利用できる構造	<u> </u>	5	
W	<u> </u>	11	車いす使用者用浴室の出入り口幅 80 cm、戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差ない	ر		
浴室等	igwdot		の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		<u> </u>	
条例10	igwdot	2 次	に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置 (男女別の場合はそれぞれ)		4	
			浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置			
			車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保			
			出入口の幅 85cm			
I			出入口の戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とは、その前後に高低差なし			

(視) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 特) 不特定多数の者が利用する建築物で床面積 2000㎡

## チェックシード 健築物)

7 <del>4</del>	チェ	147	<b>新</b> 笠田海ル甘油	┌ バリアフリー政令18条	その移動等円滑化経路	但し	/# +/
建築物特定施設	ック 欄	移	動等円滑化基準	し 世田谷区パリアフリー条	例13条の移動等円滑化経路	書き	備考
段差の禁止		1	移動等円滑化経路上には、階段	段又は段を設けないこと		有7	
令18 一				ける場合はこの限りではな	CL 1.	13.	
廊下等		1	幅 140cm	, o % <u>H</u> 10. — 17   W   7   10. 0			
今18 三			50m以内ごとに車いすの転回に	支障のない構造			
条例13 (2)			戸は自動的又は車いす使用者		その前後に高低差なし		
X()110 (2)			(視) 階段の下端に近接する			有8	
			授乳及びおむつ交換のできるり		AUX.	有9	6
傾斜路 (屋内)			幅 140cm (階段に併設する場			I Ho	
今18 四			勾配 < 1 / 12	i 🗖 i 🕭 300 cili )			
		_					
条例13 (3)			手すりの設置	th = 14= 13×th	ᅋᄱᄼᄓᄬ		
			高さ> 75cmの場合は、75cm以	内 c と c 路幅 150cmの	<b>踊場を設直</b>		
			両側に側壁又は立上りの設置				
			始点、終点に車いす使用者が多	安全に停止できる平坦な語	部分の設置		
敷地内通路 (屋外)			幅 140cm				
令18 七			50m以内ごとに車いすの転回に				
条例13 (5)			戸は自動的に開閉又は車いす	使用者の通過しやすい構	造とし、その前後に高低差なし		
		4	傾斜路は次に掲げるもの				
			幅 140cm (階段に併設	する場合は90cm)			
			勾配 1/20				
			手すりの設置				
			両側に側壁又は立上り	の設置			
			始点、終点に車いす使用	用者が安全に停止できる <sup>ュ</sup>	平坦な部分の設置		
		5			使用者等の通行に支障のないもの		
出入口			幅 85cm 直接地上に通じる出				
□八口 令18 二			直接地上に通じる出入口の幅		rt		
マ10 <u>—</u> 条例13 (1)			戸は自動的に開閉又は車いす		<b>浩 とし、その前後に享任美なし</b>		
					更房のある階、地上階に停止すること	+	
昇降機及び昇降口 ビー			かご・昇降路の出入口の幅 8				
_				のここの (建築物の)水田慎 / 3	500011107場日は90011 )		
令18 五 <b>7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>			かごの奥行き 135cm	a が 向 / 二 → 1 = 0			
条例13 (4)			乗降ロビーは高低差なく幅及				
		_	かご及び乗降口ビーに車いす				
			かご内に、停止する予定の階、				
			乗降ロビーに、到着するかごの	************			
		8	昇降機のかご及び昇降路の出	入口の戸に、かごの中を	見通すことができるガラス窓を設置	有10	
		9	<b>(特)</b> かごの幅 140 cm				
		10	(特)車いすの転回に支障の	ない構造			
		11	(視) かご内に、到着する階・	出入口の閉鎖を知らせる	音声装置の設置 音声装置の設置	有11	
		12	(視) かご及び乗降ロビーの制	訓御装置は、点字表示等を	児覚障害者が円滑に操作できる構造	有11	
		13	(視)かご又は乗降ロビーに至	到着するかごの昇降方向 <sup>2</sup>	を知らせる音声装置の設置	有11	
特殊な構造又は使用		1	平成18年国土交通省告示第14				
行派は悔追えば使用 形態の昇降機							
令18条 六							
		-	1.道等から利用居室までの	经路		-	
移動等円滑化経	路とに	<b>t</b> ?	2.利用居室(利用居室等がな		)す使用者用便房までの経路		
5 , 5/15   5/14					1す使用者用駐車施設までの経路		
1 不特定多数の	)老▽	けヰ	L として高齢者、障害者等が利用				
					第9条第3項(1)、(2)及び別表第3参照。		
			ア限定されている。許しては、世 Eとして高齢者、障害者等が利用				
					•		
			Eとして高齢者、障害者等が利用 - 三第4405日会昭	19 0冶至寺を設ける場合	lo		
			示第1495号参照。	ed	ATT . (2.87)		
			が限定されている。詳しくは、条例	. ,			
			として高齢者、障害者等が利用				
			条例第9条第 1項の便所内に車		)便房を設ける場合。		
9 周囲の床面等	<b>き</b> との1	明度	、色相又は彩度の差の大きい点	京状ブロック等を敷設。			
10 平成18年国士	上交通	省令	⋟第113号参照。				

有2世田谷区バリアフリー建築条例第7条、11条 有7パリアフリー令第18条2項1号

有12バリアフリー令第15条2項1号 有8世田谷区パリアフリー建築条例第13条1項(2)ロ 有13パリアフリー令第15条2項2号

2007.4.1

有3世田谷区バリアフリー建築条例第8条3項 有4バリアフリー令第12条6号

有9世田谷区パリアフリー建築条例第13条1項(2)ハ 有14バリアフリー令第20条1項

有5世田谷区パリアフリー建築条例第9条2項(2) 有10世田谷区パリアフリー建築条例第13条1項(4)ロ 有15パリアフリー令第20条3項

### 世田谷区バリアフリー建築条例(バリアフリー法を含む) 移動等円滑化基準チェックシート 2 中規模建築物(200㎡以上500㎡未満の店舗等)

建築物特定施設	チェ	建築物移動等円滑化基準 「バリアフリー政令11条~21条の一般基準	但し書	備老	_
生来物材处测成	欄	世田谷区バリアフリー建築条例7条~11条の一般基準	ョき	/用"与	1
廊下等		1 表面は粗面、又は滑りにふん上げ			
令11、条例7		2 (視)階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状プロック等を敷設	有1	5	
		3 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2		
皆段		1 手すりの設置	有3		
₹12、条例8		2 表面は粗面、又は滑りにふた上げ			
		3 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		5 主たる階段は回り階段でないこと	有4		
		6 蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有3		
		7 (視)段の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有1	5	
(解路(屋内)		1 勾配 > 1 / 12又は高さ> 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置			Г
<del>&gt;</del> 13		2 表面は粗面、又は滑りにも1仕上げ			
		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 (視」傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有1	5	
所		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置 (男女別の場合はそれぞれ)		1	
·14		腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便房を一以」	-設置	<u> </u>	
条例9		便所の出入り口付近に の車いす使用者便房がある旨の表示			
		2 小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置、そのうち一以上に手すりの設置		3	
		3 床面及び出入口には段差を設けない			
		4 床の表面は粗面、又は滑りにく1仕上げ			
		5 車いす使用者用便房以外の便房は次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置 伊女別の場合はそれぞ	<u>"</u> れ)	4	
		大便器のある便房に手すりの設置			
		大便器は腰掛便座			
(地内通路 (屋外 )		1 表面は粗面、又は滑りにふい仕上げ			
>16、条例11		2 段がある部分は次に掲げるもの			
		手すりの設置			
		路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			Γ
		3 傾斜路は次に掲げるもの			
		勾配 > 1/12又は高さ> 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置			
		傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有2		
内設備までの		1 (視 ) 道等から案内設備までの経路を一以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする	有1		Ī
経路 設置した 場合 )令21		線状プロック、点状プロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置	有5	5	
		車路及び段 傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1	5	
室等		1 床の表面は粗面、又は滑りにく1仕上げ			f
条例10		2 次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置 (男女別の場合はそれぞれ)		2	
		浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置		1	Т

- (視) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。
- 1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合。
- 2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合。
- 3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合。
- 4 第 1項の便所内に車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合。
- 5 周囲の床面等との明度、色相又は彩度の差の大きい点状プロック等を敷設

#### チェックシート2 (中規模建築物)

移動等円滑化経路等を構成する建築物特定施設 移動等円滑化経路等の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)					
建築物特定施設	チェック 欄		築物移動等円滑化基準 世田谷区パリアフリー建築条例13条の移動等円滑化経路	但し 書 き	備考
段差の禁止		1	移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと。 (階から階に至る階段を除く)	有5	
令18 一、条例5			傾斜路、昇降機を設ける場合はこの限りではない。		
敷地内通路 (屋外)		1	幅 140cm		
令18 七		2	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造		
条例13 (5)		3	戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
		4	傾斜路は次に掲げるもの		
			幅 135cm (階段に併設する場合は90cm)		
			勾配 1/20(高さ16cm < 高さ 75cmの場合は勾配 1/12、高さ 16cmの場合は勾配 1/8)		
			手すりの設置		
			両側に側壁又は立上りの設置		
		5	排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの		
出入口		1	幅 80cm		
令18 二		2	直接地上に通じる出入口の幅 85cm		
条例13 (1)		3	戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし		
特殊な構造又は使用形態		1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		
の昇降機 令18条 六					

移動等円滑化経路とは?	1.道等から利用居室までの経路 2.利用居室 (利用居室等がない場合は道等 )から車いす使用者用便房までの経路 3.利用居室 (利用居室等がない場合は道等 )から車いす使用者用駐車施設までの経路
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

有1 平成18年国土交通省告示第1497号 有2 世田谷区パリアフリー建築条例第7条 有3 世田谷区パリアフリー建築条例第8条3項 有4 パリアフリー令第12条6号 有5 バリアフリー令第21条2項1号

2007.4.1

#### 世田谷区バリアフリー建築条例 (バリアフリー法を含む)移動等円滑化基準チェックシート 3 共同住宅 (2,000㎡以上の共同住宅)

	不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 移動等円滑化経路を含む)						
建築物 特定施設	チェ ック 欄	建築物移動等円滑化基準 世田谷区パリアフリー政令11条~21条の一般基準 世田谷区パリアフリー建築条例7条~12条の一般基準	但し 書き	備考			
廊下等		1 表面は粗面、又は滑りにふん上げ					
令11、条例7		2 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1				
階段		1 手すりの設置					
令12、条例8		2 表面は粗面、又は滑りにふん上げ					
		3 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる					
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造					
		5 主たる階段は回り階段でないこと	有2				
		6 蹴上げ 18cm、踏面 26cm、それぞれ一定とする	有3				
		7 階段の幅 120cm	有3				
傾斜路		1 勾配 > 1 / 12又は高さ> 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置					
(屋内)		2 表面は粗面、又は滑りにふん上げ					
令13		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		_			
便所		1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置 (男女別の場合はそれぞれ)		1			
令14		腰掛便座、手すり等の適切な設置、車いす使用者が利用できる空間の確保がされている便房を一以上設置					
条例9		オストメイト対応設備が設置されている便房を一以上設置(2000㎡以上)					
		2 小便器を設ける場合、床置き式等を一以上設置		3			
		3 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		1			
敷地内通路		1 表面は粗面、又は滑りにも1仕上げ					
(屋外 )		2 段がある部分は次に掲げるもの					
令16		手すりの設置					
条例11		路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる					
		段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造					
		3 傾斜路は次に掲げるもの					
		勾配 > 1/12又は高さ> 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置					
		傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる					
		4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1	_			
駐車場		1 次に掲げる車いす使用者用駐車施設を一以上設置		2			
令17		幅 350cm					
条例12		車いす用駐車施設から利用居室までの経路を短くし、誘導表示を設置					
標識 令19		1 移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設付近にそれぞれの施設があることを表示する標識を設置		4			
案内設備		1 建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がされた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置					
令20		2 昇降機、便所、駐車施設の配置を点字等で視覚障害者に示すための設備の設置	有7	5			

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)

便所、駐車場、集会室

- 1 多数の者が利用する便所を設ける場合。
- 2 多数の者が利用する駐車場を設ける場合。
- 3 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合。
- 4 平成18年国土交通省令第113号参照。
- 5 平成18年国土交通省告示第1491号参照。

チェックシート3 供同住宅)

		る建築物特定施設 左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)			
建築物特定施設	チェ ック 欄	建築物移動等円滑化基準  世田谷区パリアフリー建築条例14条の特	但し書き		
段差の禁止		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。	有4		
条例14 (1)		傾斜路、昇降機を設ける場合はこの限りではない。			
廊下等		1 幅 120cm			
条例14 (3)		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造			
		3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし			
傾斜路 (屋内)		1 幅 120cm (階段に併設する場合は90cm)			
条例14 (4)		2 勾配 1/12 (高さ 16cmの場合は、1/8)			
		4 高さ>75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置			
		5 両側に側壁又は立上りの設置			
		6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
敷地内通路 (屋外)		1 幅 120cm			
条例14 (7)		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造			
		3 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし			
		4 傾斜路は次に掲げるもの			
		幅 120cm (階段に併設する場合は90cm)			
		勾配 1/12 (高さ 16cmの場合は、1/8)			
		高さ> 75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 (勾配 > 1 / 20の場合に	限る。	)	
		両側に側壁又は立上りの設置			
		始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
		5 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの			
出入口		1 幅 80cm (昇降機のかご・昇降路の出入口を除く)			
条例14 (2)		2 戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし			
		3 床面は、平坦で滑りに 4 1仕上げ			
昇降機及び昇降		1 各住戸、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用便房のある階、地上階に停止すること			
ロビー		2 かご 昇降路の出入口の幅 80cm			
条例14 (5)		3 かごの奥行き 115cm			
		4 乗降ロビーは高低差なく幅及び奥行き 150cm			
		5 かご及び乗降ロビーに車いす使用者の利用することができる位置に制御装置の設置			
		6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置			
		7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置			
		8 昇降機のかご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置	有5		
特殊な構造又は使		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
用形態の昇降機 令18条 六					

特定経路とけつ	原則として、道等から各住戸までの経路をいう
付促経路口は:	原則として、追等から各任尸までの経路をいつ

有1 世田谷区パリアフリー建築条例第7,11条

有6 バリアフリー令第20条1項

有2 バリアフリー令第12条6号

有7 バリアフリー令第20条3項

有3 世田谷区バリアフリー建築条例第8条3項

有4 世田谷区パリアフリー建築条例第14条2項(1)

有5 世田谷区パリアフリー建築条例第14条2項(5)チ

2007.4.1

# 世田谷区バリアフリー建築条例 (バリアフリー法を含む)移動等円滑化基準チェックシート 4中規模共同住宅 (1,000以上2,000㎡未満の共同住宅)

	不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 移動等円滑化経路を含む)					
建築物特定施設	チェ ック 欄	建築物移動等円滑化基準 世田谷区パリアフリー政令 7条~12条の一般基準 世田谷区パリアフリー建築条例7条~11条の一般基準	但し書き	備考		
廊下等		1 表面は粗面、又は滑りにも1仕上げ				
令11、条例7		2 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1			
階段		1 手すりの設置				
令12、条例8		2 表面は粗面、又は滑りにふん仕上げ				
		3 路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる				
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造				
		5 主たる階段は回り階段でないこと	有2			
		6 蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有3			
傾斜路 (屋内)		1 勾配 > 1 / 12又は高さ> 16cmの傾斜がある部分に手すりの設置				
令13		2 表面は粗面、又は滑りにも1仕上げ				
		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる				
敷地内通路 (屋外)		1 表面は粗面、又は滑りにも1仕上げ				
令16、条例11		2 段がある部分は次に掲げるもの				
		手すりの設置				
		路面の端部とその周辺を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる				
		段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造				
		3 傾斜路は次に掲げるもの				
		勾配 > 1/12又は高さ> 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置				
		傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる				
		4 階段等の下において、必要な高さ及び空間の確保	有1			

不特定多数の者又は主として高齢者障害者等が利用する次の建築物特定施設を設ける場合 移動等円滑化経路のチェックが必要(チェックシート1を添付する)

便所、集会室

1 対象となる階数及び戸数が限定されている。詳しくは、条例14条2項(5)

有1 世田谷区パリアフリー建築条例第7条

有2 バリアフリー令第12条6号

有3 世田谷区パリアフリー建築条例第8条3項

有4 世田谷区パリアフリー建築条例第14条2項(1)

有5 世田谷区パリアフリー建築条例第14条2項(5)チ

#### チェックシート4 (中規模共同住宅)

特定経路を構成する建築物特定施設 、特定経路の場合、左表に掲げる基準の他に、以下に掲げる基準を満たさなければならない)						
建築物特定施設	チェ ック 欄	建築物移動等円滑化基準 [ 世田谷区パリアフリー建築条例14条の特定経路	但し 書き	備考		
段差の禁止		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。				
条例14 (1)		傾斜路、昇降機を設ける場合、又は中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段についてはこの限りではない。	有4			
廊下等		1 幅 120cm				
条例14 (3)		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造				
		3 戸は自動的又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし				
傾斜路 (屋内)		1 幅 120cm (階段に併設する場合は90cm)				
条例14 (4)		2 勾配 1/12 高さ 16cmの場合は、1/8)				
		4 高さ>75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置				
		5 両側に側壁又は立上りの設置				
		6 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置				
敷地内通路 (屋外)		1 幅 120cm				
条例14 (7)		2 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし				
		3 傾斜路は次に掲げるもの				
		幅 120cm (階段に併設する場合は90cm)				
		勾配 1/12 信さ 16cmの場合は、1/8)	7 \			
		高さ>75cmの場合は、75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊場を設置 (勾配 > 1 / 20の場合に限	<b>රු</b> )			
		両側に側壁又は立上りの設置 4 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のないもの				
出入口		4   排水角、果水より等は設けない。設ける場合は、単いり使用有等の通行に支障のないもの 1   幅 80cm   昇降機のかご  昇降路の出入口を除く)				
エヘロ 条例14 (2)		2 戸は自動的に開閉又は車いす使用者の通過しやすい構造とし、その前後に高低差なし				
宋例14 (2)		3 床面は、平坦で滑りにない仕上げ				
		3		4		
昇降機及び昇降 ロビー				1		
		2 かご·昇降路の出入口の幅 80cm				
条例14 (5)		3 車いすを使用することができる奥行きを確保				
		4 車いすを回転させることができる空間を確保				
		5 かご及び乗降ロビーに車いす使用者の利用することができる位置に制御装置の設置				
		6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置				
		7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	左□			
		8 昇降機のかご及び昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置 1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	有5			
特殊な構造又は使 用形態の昇降機 令18条 六		十成10十四工火地自己小先1492万に死化りる情担じのること				

特定経路とは?	原則として、道等から各住戸までの経路をいう
---------	-----------------------

2007.4.1